

秋田県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第3号

令和8年9月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項において準用する同法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和8年9月10日

秋田県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 柏 崎 重 嗣

1 50分の1の数 15,586人

2 3分の1の数 196,546人